

## 徳島県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善を目的に、予算の範囲内で、緊急支援的に補助金を交付するものとし、その交付については、令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について（令和8年1月26日付け医政発0126第67号、医薬発0126第1号厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬局長通知）の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」、令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の国庫補助について（令和8年1月30日付け厚生労働省発医政0130第1号、厚生労働省発医薬0130第34号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱」及び徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象施設)

第2条 補助金の交付対象とする施設は、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下、「診療所等」という。）とする。

### (補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、診療所等が実施する以下の事業に必要な経費とする。

- (1) 診療所等が行う賃上げに要する経費
- (2) 診療所等（訪問看護ステーションを除く。）が行う物価上昇へ対応するための診療等に要する経費

### (補助金額等)

第4条 補助金額は、別表1及び別表2に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、様式第2号及びその他知事が必要と定める書類とする。
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められた場合及び知事の承認を受けて規則第17条第2号に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の一部又は全部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセントを超えない金額の変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を行う場合は、様式第2号及びその他知事が必要と定める書類を添付しなければならない。
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。ただし、第3条(2)診療所等(訪問看護ステーションを除く。)が行う物価上昇へ対応するための診療等に要する経費に係る交付の申請においては、申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

- 2 規則第11条の知事が定める書類は様式第6号及びその他知事が必要と定める書類と

する。

- 3 規則第11条の規定による実績報告（第1項ただし書きに規定する場合を除く。）は、令和8年8月1日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 前条第1項ただし書きの場合においては、規則第4条の交付決定により、規則第12条に規定する補助金の額の確定があったものとみなす。

（補助金の請求）

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業者に対し、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（決定の取消等）

第14条 知事は、補助事業者が規則第14条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

- (1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。
- (3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。
- (4) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。
- (5) その他この要綱の定めに違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 知事は、補助事業者が規則第15条に規定する事項のほか、補助事業が中止されることとなった場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の取り消しに

関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならないこと。

(2) 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならないこと。

(報告及び調査)

第16条 知事は、補助事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

(証拠書類の保管)

第17条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助金の額の確定の通知を受けた日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行し、令和7年4月1日以後に実施する事業（この要綱の施行日までに事業が完了し、又は当該事業に係る支払いが完了しているものを含む。）について適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

○診療所等が行う賃上げに要する経費

対象施設	基準額	補助率
有床診療所 (医科・歯科)	許可病床数×72千円 (※1)	10分の10以内
無床診療所 (医科・歯科)	1施設×150千円	
訪問看護ステーション	1施設×228千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数 (※2) とし て1店舗以上5店舗以下 (当該保険薬局を含む) で ある保険薬局	1施設×145千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数 (※2) とし て6店舗以上19店舗以下 (当該保険薬局を含む) で ある保険薬局	1施設×105千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数 (※2) とし て20店舗以上 (当該保険薬 局を含む) である保険薬局	1施設×70千円	

(※1) 許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円

(※2) 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

別表 2 (第 4 条関係)

○診療所等（訪問看護ステーションを除く。）が行う物価上昇へ対応するための診療等に要する経費

対象施設	基準額	補助率
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×13千円 （※1）	10分の10以内
無床診療所（医科・歯科）	1施設×170千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て1店舗以上5店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設×85千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て6店舗以上19店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設×75千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て20店舗以上（当該保険薬 局を含む）である保険薬局	1施設×50千円	

（※1）許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。

（※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。